

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3 船舶消防設備規則</p> <p>第2章 消防設備の備付数量及び備付方法</p> <p>第1節 第1種船及び第2種船</p> <p>(送水管)</p>	<p>3-3 船舶消防設備規則</p> <p>第2章 消防設備の備付数量及び備付方法</p> <p>第1節 第1種船及び第2種船</p> <p>(送水管)</p>	
<p>38.3 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該送水管の機関区域内を通過する長さができる限り短いものであり、かつ、当該送水管が堅固な鋼製ケーシングにより閉囲される場合又は防火構造規則に規定するA60級の防熱措置が施されている場合をいう。また、その場合、当該送水管は、肉厚11mm以上のものであって海水吸入弁に対するフランジ接続を除き、全て溶接されたものでなければならぬ。</p> <p>なお、当該送水管が海水吸入側のものである場合には、非常ポンプを設置している区画において遠隔操作が行えるよう措置が講じられていること。</p>	<p>38.3 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該送水管の機関区域内を通過する長さができる限り短いものであり、かつ、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>なお、当該送水管が海水吸入側のものである場合には、容易に近づぐことができ、かつ、機関区域における火災によつて遮断されるおそれのない位置において遠隔操作が行えるよう措置が講じられていること。</p> <p>(1) 当該送水管が堅固な鋼製ケーシングにより閉囲される場合</p> <p>(2) 当該送水管が肉厚11mm以上のものである場合又は呼び厚さスケジュール160以上のものである場合</p>	<p>SOLAS II-2 Reg. 10</p> <p>2.1.4.1の反映</p> <p>改正前の要件は消防設備告示心得39.1.0(b)にて担保済み。</p>

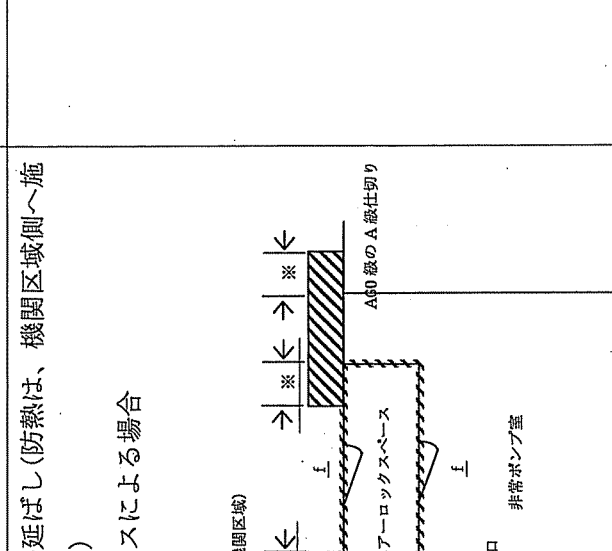
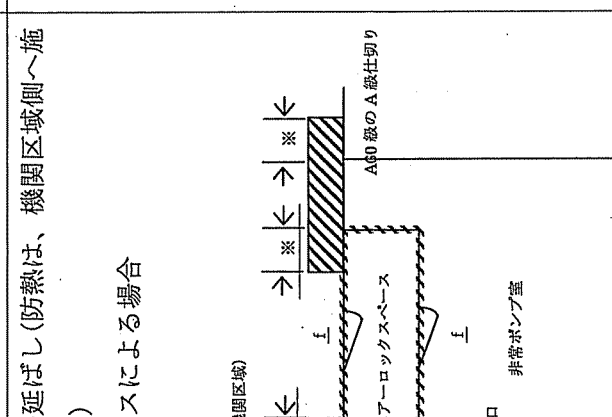
改 正 案	現 行	備 考
<p>(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)</p> <p>47.0 (略)</p> <p>47.1.3 (略)</p> <p>47.1.5(a) 「有効な通風装置」は、適当な自然通風装置として差し支えない。ただし、暴露甲板より一層下方の甲板に設けられた場所又は開放された甲板に直接通じる出入口が<u>ない場所</u>にあつては、当該格納場所の底部から排気するように設計され、かつ、1時間に少なくとも6回の換気を行える能力を有する機械式通風装置とすること。</p> <p><u>心得附則 (平成 21 年 4 月 28 日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p>この改正は、平成 21 年 5 月 1 日 (以下「適用日」という。) から適用する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>(a) 平成 14 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された第 1 種船及び第 3 種船 (危規則第 167 条又は第 274 条により第 3 種船とみなされる液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船であつて国際航海に従事しないものを除く。以下同じ。) 並びに平成 21 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された第 2 種船及び第 4 種船 (危規則第 167 条又は第 274 条により第 3 種船とみなされる液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船であつて国際航海に従事しないもの</p>	<p>(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)</p> <p>47.0 (略)</p> <p>47.1.3 (略)</p> <p>47.1.5(a) 「有効な通風装置」は、適当な自然通風装置として差し支えない。ただし、貯蔵容器の格納場所の出入口が暴露部以外に設けられる場合は、有効な独立した機械通風装置とすること。</p>	<p>SOLAS</p> <p>II-2</p> <p>Reg.10</p> <p>4.3 の 反 映</p>

改正案	現行	備考
<p>を含む。)については、改正後の 38.3 (a) 及び 47.1.5(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>(b) 平成 14 年 7 月 1 日以後適用日前に建造に着手された第 1 種船及び第 3 種船については、改正後の 38.3 (a) 及び 47.1.5(a)の規定にかかわらず、適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</p>		

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p> <p>第3章 消防設備の備付数量及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船 (消火ポンプ)</p> <p>39.1.0(a) (略)</p> <p>39.1.5(a) (b) 「通路の閉鎖装置等を考慮して管海官庁が適当と認める場合」とは、機関区域と非常ポンプ及びその動力源のある区域(以下「非常ポンプ室」という。)との間の通路に次に掲げるいずれかの措置が講じられ、かつ、非常ポンプ室に至る別の通路が設けられている場合をいう。(図 39.1.3<1>参照)</p> <p>(1) 火災時に遮断されるおそれのない場所から操作できる水密戸を設置すること。</p> <p>(2) <u>防火構造規則第 27 条の 7 第 2 項の要件に適合する自己閉鎖型の戸を二重に取り付けたエアロック・スペースを設置すること。</u></p> <p>(A) 水密戸による場合 (略)</p>	<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p> <p>第3章 消防設備の備付数量及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船 (消火ポンプ)</p> <p>39.1.0(a) (略)</p> <p>39.1.5(a) (b) 「通路の閉鎖装置等を考慮して管海官庁が適当と認める場合」とは、機関区域と非常ポンプ及びその動力源のある区域(以下「非常ポンプ室」という。)との間の通路に次に掲げるいずれかの措置が講じられ、かつ、非常ポンプ室に至る別の通路が設けられている場合をいう。(図 39.1.3<1>参照)</p> <p>(1) 火災時に遮断されるおそれのない場所から操作できる水密戸を設置すること。</p> <p>(2) 自己閉鎖型の戸を二重に取り付けたエアロック・スペースを設置すること。</p> <p>(A) 水密戸による場合 (略)</p>	<p>SOLAS II-2 Reg. 10 2.2.3.2.1 及 び 2.2.3.2.2 の反映</p> <p>防火構造 規則第 27 条の 7 第 2 項:開け放 しフック 取り付け 不可</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>※450mm 以上の防熱延ばし(防熱は、機関区域側へ施すことが望ましい。)</p> <p>(B) エアロックス・スペースによる場合</p>  <p>鋼又は鋼と同等の材料の隔壁</p> <p>f_1 鋼又は鋼と同等の材料の合理的なガス密の自己閉鎖型の戸(戸のパッキンは、不燃性材料とする。)</p> <p>f_2 合理的なガス密の自己閉鎖型の A60 級防火戸</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">図 39. 1. 3<1></p>	<p>※450mm 以上の防熱延ばし(防熱は、機関区域側へ施すことが望ましい。)</p> <p>(B) エアロックス・スペースによる場合</p>  <p>鋼又は鋼と同等の材料の隔壁</p> <p>f_1 鋼又は鋼と同等の材料の合理的なガス密の自己閉鎖型の戸(戸のパッキンは、不燃性材料とすること。)</p> <p>f_2 合理的なガス密の自己閉鎖型の A60 級防火戸</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">図 39. 1. 3<1></p>	

改 正 案	現 行	考 備
<p><u>心得附則（平成21年 4月28日）</u> <u>（適用期日）</u> この改正は、平成21年 5月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。 <u>（経過措置）</u> (a) <u>平成14年7月1日前に建造され、又は建造に着手された第1種船及び第3種船（危規則第167条又は第274条により第3種船とみなされる液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船であって国際航海に従事しないものを除く。以下同じ。）並びに平成21年7月1日前に建造され、又は建造に着手された第2種船及び第4種船（危規則第167条又は第274条により第3種船とみなされる液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船であって国際航海に従事しないものを含む。）については、改正後の39.1.5 (b)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u> 平成14年7月1日以後適用日前に建造に着手された</p> <p>(b) <u>第1種船及び第3種船については、改正後の39.1.5 (b)の規定にかかわらず、適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</u></p>		

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示</p> <p>第4章 総トン数五〇〇トン以上の貨物船の防火構造</p> <p>(隔壁及び甲板)</p> <p>23.3 (a) 本項の規定において、別表第8備考1に明示されていない場所の分類については、表23.3<1>によることを標準とする。</p> <p>表23.3<1> 別表第5から第8までの適用上の場所の分類</p>	<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示</p> <p>第4章 総トン数五〇〇トン以上の貨物船の防火構造</p> <p>(隔壁及び甲板)</p> <p>23.3 (a) 本項の規定において、別表第8備考1に明示されていない場所の分類については、表23.3<1>によることを標準とする。</p> <p>表23.3<1> 別表第5から第8までの適用上の場所の分類</p>	

改 正 案		現 行		備 考
制御場所等	(略)	制御場所等	(略)	表現改正及び SOLAS II-2 Reg. 10 2.2.3.2.1 及び び Reg. 9 2.3.3.2 の Control station に係る Interpretation (MSC/Circ. 112 0) の反映。(NK 鋼船規則との整合化)
火災の危険の少ない業務区域	(略)	火災の危険の少ない業務区域	非常用消火ポンプ室	
特定機関区域以外の機関区域	(略)	特定機関区域以外の機関区域	(略)	
	油圧装置規格精室(甲板機械、荷役用) 推進用電動機室 <u>推進用電動機の制御器室</u> <u>非常ポンプ室(備考 1)</u> 孰舵機室 (備考 2)		油圧装置規格精室(甲板機械、荷役用) 推進用電動機室 <u>推進用制御器室</u> 孰舵機室(備考 1)	
居住区域	(略)	居住区域	(略)	
火災の危険の多い業務区域	電話機室(電話用ブース) 酸蒸ポンベ又はアセチレンポンベ規格精室 (備考 3) 冷凍庫 作業脱衣室 糧食庫 郵便室、金庫室、工作室	火災の危険の多い業務区域	電話機室(電話用ブース) 酸蒸ポンベ又はアセチレンポンベ規格精室 (備考 1) 冷凍庫 作業脱衣室 糧食庫 郵便室、金庫室、工作室	
その他の区域の取り扱い	(略)	その他の区域の取り扱い	(略)	

改正案	現行	備考
<p>備考</p> <p>1. <u>消防設備告示心得 39.1.4</u> にもよること。</p> <p>2. <u>操舵機室からのみ</u>直接出入りすることができる場所には、<u>非常ポンプを備え付ける場合は、当該区域はその区域内に非常ポンプを備え付けているものとみなす。</u></p> <p>3. <u>囲壁の1面以上が開放されている場合は、「開放された甲板上の場所等」とみなしてよい。</u></p> <p><u>心得附則 (平成 21 年 4 月 28 日)</u> <u>(適用期日)</u> この改正は、平成 21 年 4 月 28 日から適用する。</p>	<p>備考</p> <p>1. <u>操舵機室内又は操舵機室から直接出入りすること</u>ができる場所には、<u>非常用消火ポンプを備え付ける場合は、操舵機室は制御場所ともみなすこと。</u></p> <p>2. <u>囲壁の1面以上が開放されている場合は、「開放された甲板上の場所等」とみなしてよい。</u></p>	<p>SOLAS 要件に比べて現行心得は、オペレーターとエーストとなっており、その整合化</p>

○船舶検査心得 5-1. 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行	備考
<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>第3章 ばら積み液体危険物の運送</p> <p>第3節 液体化学薬品</p> <p>第4款 消防設備</p> <p>(貨物ポンプ室の消防設備)</p>	<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>第3章 ばら積み液体危険物の運送</p> <p>第3節 液体化学薬品</p> <p>第4款 消防設備</p> <p>(貨物ポンプ室の消防設備)</p>	
<p>268.1(a) (略)</p> <p>268.2(a)~(e) (略)</p> <p>268.2.5(a) 「有効な通風装置」は、適当な自然通風装置として差し支えない。ただし、暴露甲板より一層下方の甲板に設けられた場所又は開放された甲板に直接通じる出入口がない場所¹にあっては、当該格納場所の底部から排気するように設計され、かつ、1時間に少なくとも6回の換気を行える能力を有する機械式通風装置とすること。</p>	<p>268.1(a) (略)</p> <p>268.2(a)~(e) (略)</p> <p>268.2.6(a) 「有効な通風装置」は、適当な自然通風装置として差し支えない。ただし、<u>貯蔵容器の格納場所の出入口が暴露部以外に設けられる場合は、有効な独立した機械通風装置とすること。</u></p>	<p>SOLAS</p> <p>II-2</p> <p>Reg.10</p> <p>4.3 の 反 映</p>
<p>(b)~(c) (略)</p> <p>268.2.7(a) (略)</p> <p>268.2.8(a) (略)</p> <p>心得附則(平成21年 4月28日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>この改正は、平成21年 5月 1日 (以下「適用日」という。) から適用する。</p>	<p>(b)~(c) (略)</p> <p>268.2.8(a) (略)</p> <p>268.2.9(a) (略)</p>	

改正案	現行	備考
<p>(経過措置)</p> <p>(a) <u>平成14年7月1日前に建造され、又は建造に着手された国際航海に従事する液体化学薬品ばら積船及び平成21年7月1日前に建造され、又は建造に着手された国際航海に従事しない液体化学薬品ばら積船については、改正後の268.2.5(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>(b) <u>国際航海に従事する液体化学薬品ばら積船であつて平成14年7月1日以後適用日前に建造に着手されたものについては、改正後の268.2.5(a)の規定にかかわらず、適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</u></p>		